土 海 第 235 号 環 自 第 247 号 令和 2 年 6 月 4 日

沖縄防衛局 調達部長 殿

沖縄県土木建築部長 上原 国定

沖縄県環境部長 松田 了

普天間飛行場代替施設建設事業に係る工事の停止について

嘉陽、大浦湾海域を主な生息域としていたジュゴンについては、平成30年9月11日を最後に確認されない状況が続いていたところ、普天間飛行場代替施設建設事業(以下「事業」という。)の施行区域内のK4地点において、令和2年2月11日、23日、24日にジュゴンの鳴音が検出されていたことが明らかとなったことを受けて、令和2年4月17日付け土海第57号・環自第69号(以下「本件文書」という。)により、事業を停止して、ジュゴンの来遊状況や生息環境等を改めて確認するとともに、ジュゴンの生息範囲に変化があったことに関する原因究明調査を含め、事業によるジュゴンへの影響を再評価することを求めたところです。

その後、本年 5 月 15 日に開催された第 26 回環境監視等委員会において、3 月 6 日、9 日、13 日、25 日、29 日にも事業の施行区域内の K4 地点でジュゴンの鳴音が検出されたことが示されており、ジュゴンが餌場などを求めて事業の施行区域付近に継続して来遊していることが示唆されます。

また、3月6日、25日の両日については、事業の施行区域付近を土運搬船等が航行し、監視用プラットフォーム船が定点監視を実施していた時間帯にジュゴンの鳴音が検出されていたことが確認されております。環境保全図書においては、工事の

実施に伴い発生する水中音や作業船の航行がジュゴンの生息環境及び行動に及ぼす影響を回避・低減するため、「工事中はジュゴンの生息位置を監視」するとし、その手段として監視用プラットフォーム船を配置し、監視を行うこととされておりました。しかしながら、今般、監視用プラットフォーム船が事業の施行区域付近へのジュゴンの接近を確認できないまま工事が行われ、ジュゴンへの衝突のおそれがある作業船の航行等が継続的に行われていたことを踏まえると、当該対策の妥当性や事業がジュゴンに与える影響の評価が適切であるか、疑問を持たざるを得ません。

本件文書で示したとおり、南西諸島に生息するジュゴンが IUCN のレッドリスト IA 類 (深刻な危機) に引き上げられたこと等も踏まえ、ジュゴンについては、関係機関が協力・連携して最大限保護に向けて取り組む必要があると考えております。

現在は工事が停止されている状況ですが、事業による影響を再評価することなく 工事を再開することは、絶滅が危惧されるジュゴンを保護する機会が失われる可能 性があり、危惧しているところです。

ついては、本件文書で指摘した事項を含め、下記の事項について、令和2年6月 11日(木)までに報告するよう求めます。

記

- 1 ジュゴンの鳴音が検出された際の事業の実施状況及びその時の対応状況
- 2 ジュゴンの生息範囲に変化があったことに対する貴局の考え及び対応状況
- 3 事業を停止してジュゴンの来遊状況や生息環境等を確認することについての 貴局の考え及び対応状況
- 4 IUCN の専門家グループから調査提案された「日本産ジュゴン個体群の調査計画 (Research Plan for Japanese Dugongs)」を参考とした調査の実施について、貴局の考え及び対応状況
- 5 南西諸島のジュゴンが IUCN のレッドリスト IA 類に評価されたことなどを踏まえ、事業によるジュゴンへの影響を再評価することに対する貴局の考え及び対応状況